

はじめに

1 計画の策定にあたって

本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいて、平成 18（2006）年に那覇市子どもの読書活動推進計画（第 1 次計画）を策定して以降、平成 25（2013）年には第 2 次計画、平成 30（2018）年には第 3 次計画を策定し、様々な取組を実施してきました。

第 1 次計画期間では、取組の推進により、公立図書館での児童図書貸出冊数が約 9 千冊増加するなどの成果がありました。

第 2 次計画期間においても、保育園・幼稚園・小中学校において読書活動に関する職員研修の実施割合などが目標を達成したほか、市内の公立図書館全館において、Y・A（ヤング・アダルト）コーナーが設置されたことなど、様々な取組の推進が図られました。

第 3 次計画期間では、デジター図書（デジタル録音図書）^{※1}の本数や、公立図書館から学校図書館への本の貸出回数が目標の数を達成するなど、各機関での連携による取組も進んでいます。

本計画では、第 5 次那覇市総合計画との整合性を図り、これまでの取組や達成状況、社会情勢等の変化を踏まえ、あらゆる機会と、あらゆる場所において子どもが読書の楽しさに気づき、自ら進んで本を読みたくなるような環境を、社会全体で作りあげるため、読書活動推進への取組を示しています。

2 計画の期間

令和 5（2023）年度から令和 9（2027）年度までの 5 年間とします。

1 デジター図書（デジタル録音図書）：CD にデジタル録音した図書をデジタル録音図書という。デジタル録音図書の国際基準「Digital Accessible Information System」の頭文字をとって DAISY（デジター）図書と呼んでいる。

3 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

本計画の策定にあたって、近年、子どもの読書活動推進を取り巻く環境は以下のような社会情勢の変化などがあります。

(1) 読書バリアフリー法などを踏まえた多様な読書のバリアフリーの取り組みの推進

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が令和元年6月に施行されました。この法律は、障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現を目的にした法律です。

また、視覚障がい者以外にも、日本語を母語としない子どもや外国籍児童生徒等への配慮も含め、積極的な読書環境の整備・充実が求められています。

(2) 情報通信手段の普及・多様化

近年のスマートフォンやタブレット等の情報メディアの普及や、それを活用した SNS 等の情報通信手段の多様化により、多様で膨大な情報が簡単に入手できるようになり、それらの利用に多くの時間を費やす子どもが増えています。

一方で、情報通信技術により、電子書籍をはじめとした読書も少しずつ広がりを見せています。これからは紙媒体とデジタルを有効活用した取組が求められています。

(3) 第6次学校図書館図書整備等5か年計画

国は、「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、学校図書館図書標準^{※2}の達成に向けて取組を推進しています。「令和4年度からの5年間で、全ての公立小中学校等において、学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図る」としています。

2 学校図書館図書標準：文部科学省の定める、学校規模（学級数）に応じた蔵書の整備目標。

(4) 持続可能な開発目標 (SDGs)

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、持続可能で多様性と包括性のある社会を実現するための 17 のゴールから構成され、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」という理念に基づきながら、各施策に取り組むとともに、計画の推進が SDGs の達成に寄与することが求められます。



本計画に関わりの深いゴール
「4 質の高い教育をみんなに」